

# 現代社会と格差

僧研25年を振り返って

## 岩本孝樹

中央仏教学院講師

(二財) 同和教育振興会評議員

### (1)

この数年だけでも社会・世情は大きく変わったと言える。その変化をどのように評価しようとも、その契機の一つが2011年3月の東日本大震災であったことは誰もが頷くであろう。もちろん東日本大震災を経験することによってのみ変わった訳ではない。それ以前からそうした風潮はあったが、改めてそれが表面化したとも言える。

そうした風潮の一つが、これまで、現状を何とかせねばという変革の思いは、急速に他者による「癒し」「寄り添う」という言葉で代表される現状をそのまま受け入れようという情緒・雰囲気全体を覆うようになった。それは非合理を容認し、受け入れさせようとの状況を生み出す。例えば東京電力の福島原発問題や原発の再稼働問題がその典型である。その状況は同時にこれまで表面にはつきりと表れなかった非合理・差別・偏見を表面に押し出した。一例をあげれば、広

島・長崎の原爆投下によって生じた放射能汚染に対する偏見（同じ構造は水俣病みなまたに対しても見られる）が、克服されることがなかったが故に、福島原発避難者に対し、「放射能がうつる」「トイレを使うな」「プールに入るな」といった偏見・差別を一層深刻にした。その具体的な表れが2016年11月に報道された中学生に対するいじめであった。

ジャーナリストの安田浩一氏は、こうした状況を批判告発して「日本ではここ数年、東日本大震災で国の支援を受けて暮らす被災者、あるいは水俣病の患者らに『いつまでも国に甘えるな』という言葉が実社会やインターネット上で投げつけられる。また生活保護受給者や貧困を訴える人は『国民の金で飯を食うな』とバッシングを受けることが多くなっているんです」さらに「原爆の日」に広島を訪れた安田さんは「被爆者利権を廃止せよ」と主張してデモをする一団に出会ったと言う。それは被爆者への国の医療費給付等を「利権」と言い換えて誹謗中傷

する一団であり、その主張には他者を思  
いやる共感も連帯も、そして相手の立場  
や状況を想像する「想像力」もない。

## (2)

さて、差別を「非合理的な理由による  
人権の抑圧・制限、あるいは人間の尊厳  
を侵すこと」だとするならば、その差別の  
実態を表す言葉が多様化しているのも今  
日の特徴である。

先に触れた「いじめ」もそうであれば  
「虐待」もそうであろう。しかも「虐待」  
は児童虐待、高齢者虐待等々その意味す  
るものは多彩多様である。また、多様な  
意味を持つものとして「ハラスメント」  
という語句もある。そのハラスメント  
も、パワー・ハラスメント、セクシャ  
ル・ハラスメント、マタニティー・ハラ  
スメント、マリッジ・ハラスメント（独  
身ハラスメント）、パタニティ・ハラスメ  
ント、モラル・ハラスメント、アカデミ  
ック・ハラスメント、アルコール・ハラ

スメント、スモーク・ハラスメント（煙  
害ハラスメント）、エイジ・ハラスメン  
ト、高齢者に対してはシルバー・ハラス  
メント、ソーシャルメディア・ハラスメ  
ント（サイバー・ハラスメント）等々と  
ハラスメント行為を分類することが出来  
る。

また、非合理的な理由による人権の抑  
圧・制限、あるいは人間の尊厳を侵すこ  
とを表す語句として、ヘイトスピーチ、  
ネグレクト、DV、風評被害、セクシャ  
ルマイノリティ（L・G・B・T）等と  
あげれば切りがないと言っても過言では  
ない。こうした非人間的な状況を表す語  
句は、これまで見逃されてきた差別の現  
実が表面化すると共に、新たに気づか  
れ、指摘されたものである。

さらに下流老人、母子（父子）家庭、  
非正規雇用者等の語句やそこに見られる  
貧困の問題も、もはや人権・人間の尊厳  
性を奪う日常生活という状況からは差別  
の問題と言ってもよい。

こうした社会状況を今日、一般的には

「格差社会」と呼んでいる。しかし差別  
を表す語が先に記したように多様化して  
いる状況と合わせて「格差社会」という  
呼称は、差別の現実を非常に捉えにくく  
している。格差という語の「格」が「地  
位・身分」を表すものであり、「差」が  
「違い」を表すものだとするならば、「格差  
社会」とは文字通り「差別社会」と同義  
語だということである。

そうした点に立って言うならば、通常  
「差別社会」を批判する人はその内実を  
問わなければ多数派であるが、早稲田大  
学の橋本健二氏は「いまの日本では収入  
の格差が大きすぎる」と思う人びとが四  
分の三を超えており、日本では収入の格  
差が大きいという事実はかなりの程度ま  
で定着しており、また貧困層も増大して  
いるのも共通認識となっていると指摘し  
ている。それは、現実が「格差社会」で  
あるとの認識が多数派であるということ  
であり、差別社会は非難するが「格差社  
会」は容認するという屈折した意識を表  
している。

▶執筆者プロフィール



岩本孝樹

いわもと たかき

1948年奈良県生まれ。龍谷大学大学院修士課程修了（哲学専攻）。現在、奈良教区奈良組常連寺住職。同派布教使。監正局特別審事。（一財）同和教育振興会評議員。中央仏教学院講師。元基幹運動本部事務局部長。元中央相談員。

主な著作 『迷信とけがれ意識』（八幡市同和对策室）『戦争と差別』（本願寺出版社）『いのちの保育——一人ひとりの人権をまもる——』（阿吽社）『講座同朋運動 西本願寺教団と部落差別問題』第1巻・第2巻（共著 明石書店）『宗教と部落差別』（共著 奈良人権・部落解放研究所）『ハンセン病差別と浄土真宗』（共著 永田文昌堂）『同朋教団のよろこび』（共著 奈良教区基幹運動推進委員会）等 その他論文多数

さらに今日、貧困層の子どもが貧困層に陥りやすい貧困連鎖が生じており、格差が固定化している。それは差別の再生産と呼んでもいい。

さて、この「格差社会（差別社会）」を支える代表的な論理が「自己責任論」であることは改めて言うまでもない。

橋本健二氏は「近年では『自己責任』の範囲が際限もなく拡大される傾向にあり、失業するのも、低賃金の非正規労働者になるのも、貧困に陥るのも、すべて自己責任と片付ける論調が少なくない。自己責任論はかなりの浸透力を持っており、貧困に陥った人々自身が自己責任論

に縛られ、声を発しにくい状況に陥っていることも少なくない。」と述べ、さらに「こうした自己責任論は、貧困を生みやすい社会の仕組みと、このような社会の仕組みを作り出し、また放置してきた人々を免罪しようとするものである。貧困を自己責任に帰すことによって、非正規雇用を拡大させ、低賃金の労働者を増加させてきた企業の責任、低賃金労働者の増大を防ぎ、貧困の増大を食い止めるための対策を怠ってきた政府の責任は不問に付されることになる。自己責任論は、本来は責任を取るべき人々を責任から解放し、これを責任のない人々に押し

つけるものである。」と指摘している。それは、「格差社会」と呼んでいる差別社会の中で貧困という差別実態と、それを支える差別論としての自己責任論への批判であることは言うまでもない。

(3)

現代社会が格差社会と呼ばれる差別社会であると先に紹介したが、一方で人権擁護の法律の整備が進められているのも今日の大きな特徴である。

1996年の「らい予防法」の廃止以降、2000年には「児童虐待防止法」、「ストーカー規制法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2001年「DV防止法」、2004年「改正児童虐待防止法」、「性同一性障害特例法」、2006年「新改正男女雇用機会均等法」、「高齢者虐待防止法」、2008年「改正児童虐待防止法」、2012年「障害者虐待防止法」、2013年「いじめ防止対策推進法」、2014年「リベン

ジポルノ被害防止法」さらに2016年「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ規制法」、「部落差別解消推進法」等がそれぞれ施行されるなど人権擁護・人間の尊厳性の尊重を求める法律が十分とは言えないが、徐々に整備されているのも近時の特徴である。

特に2016年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ規制法」、「部落差別解消推進法」は今後の人権に関わる運動にとって大きな影響を持つであろう。「障害者差別解消法」は、障害を理由とした「不利益な取り扱いのみならず、社会的障壁を取り除くための『合理的な配慮の不提供』も差別である」と規定した。障害者への「合理的配慮」を欠くことは差別行為であるという視点は、従来からの差別認識をさらに深めるものとして貴重である。その視点は今後の寺院活動にも大きな影響を与えるであろう。また「ヘイトスピーチ規制法」は、差別行為への法規制の必要性とその有効性を示した。また、同法は複数の差

別が結びつく「複合差別」を司法が初めて認める判決を生み出した。

「部落差別解消推進法」では、改めて部落差別の存在を認めただけでなく「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記して、ネット上の悪質な差別を成文化した。法務省の発表のように、2017年度のネット上の人権侵害が2217件（前年度比16・1%増）、5年連続で過去最多を記録している現状を踏まえればこの視点が、今後の運動推進の大きな推進力となることは明らかである。

#### (4)

さて、昨年（2017年）度は今日の「御同朋おんどうぼうの社会をめざす運動」人権啓発推進僧侶研修会の前身である「基幹運動推進僧侶研修会」（以下僧研）が始まって25年という節目の年であった。そして今年度は新たな僧研の歩みへの初年度ということになる。僧研は、三つの特徴を

持つて開始された。その一つはこれまで僧侶は得度とくどで同一の課題で学んで以降全僧侶が同一のテーマで学ぶことがなかったのに対し、全国に同一のテーマを提起したこと。第二はその学びのプログラムにおいて基本日程を示したこと。さらに第三点が話し合い法座の形式を導入したことであった。今日もその形式は踏襲されているが、当時としては画期的であったと言ってもよい。

その僧研は「自分自身が気づかない差別意識を持っていること、信心が単に心のなかだけの問題」として観念のなかに押し込められ、現実の生活とかけ離れてしまっていること、教学も伝統の名のもとに封建教学を踏襲して差別を温存し再生産してきた……御同朋の社会をめざすということは、私の心のもち方にとどまるものではなく、真実信心の内実として、私が生きていく上での具体的な課題であり方向」を明らかにするために始められた。言い換えれば、僧侶一人ひとりの体質・ありようを問うものであつ

た。

四分の一世紀の歩みを続けてきて、その間に問われたものをどれだけ克服できたであろうか。

一方で僧研の形式化・風化の批判もある。2012年に安芸教区で生じた「過去帳等の開示問題」はその批判が<sup>ま</sup>得たものであることを如実に示した。それ故にこそ社会の状況の変化の中で、今改めて僧研の意義を再確認して新たな学びを始めることが今日的な課題であるとも言える。

特に今年度「御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進僧侶研修会に新たに研修課題として「経典から学ぶ差別の現実」が加わった。念仏者として生きようとする私たちが、経典から改めて阿弥陀如来の願いを学ぶ意義は決して薄くない。

また宗門重点プロジェクトの実践目標に「貧困の克服に向けて——子どもたちを育むために——」が設定された。先にも述べたように、「格差社会」と呼ばれ

る今日の社会にあつて貧困問題は、まさに差別の問題である。重点目標に設定されたその意義に様々な評価や意見があつたとしても、僧侶一人ひとりと言うまでもなく、すべての教団の人びとが改めて貧困の問題を見据える必要があることだけは間違いがないであろう。

2014年には「子どもの貧困対策推進法」が施行されたが、それによって現状が大きく改善したとは決して言えない。その事はそもそも子どもの貧困対策とは何かとの根本的な問いかけの必要性を示している。

言いかえれば差別社会における貧困への取り組みは容易ではないということである。特にその取り組みが「恩恵的・慈恵的」であつてはならない事は言うまでもない。何故ならその視点そのものが差別的であるからである。

僧研はその当初「ともすると体制追従・現状肯定に終始しがちな私たちの姿勢や、差別構造・差別意識を私たち自身や教団にも反映している事実について厳

しく点検し、……そうした不断の取り組みを通して、自分自身がつくりかえられ、人びとの苦しみに共感して積極的に社会にかかわってゆく念仏者のありようを明らかにして」いくとその趣旨を示している。貧困という今日的な差別に関わる課題を前にした時、その呼びかけが決して過去のものでないことは明らかである。

#### 〈引用・参考文献〉

- 大和田敢太「職場のハラスメント」中央公論社 2018年。
- 橋本健二「新・日本の階級社会」講談社 2018年
- 浄土真宗本願寺派基幹運動本部「研修資料 御同朋の社会をめざして」1992年
- 井上慶永「同朋運動の教団化と基幹運動推進僧侶研修会」『講座同朋運動——西本願寺教団と部落差別問題——』第1巻 明石書店 2011年